

# 令和7年度第9回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年12月12日(金)  
午後 14時00分～14時31分  
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

## 出席者

委員 14名

(会場参加)

上原 亀一 委員	内間 学 委員	玉城 啓時 委員
八前 隆一 委員	山内 得信 委員	新立 弘子 委員
藤田 喜久 委員	城間 恒浩 委員	松尾 晋哉 委員

(Web参加)

赤嶺 博之 委員	粟國 雅博 委員	西村 昂平 委員
柳田 一平 委員	大谷健太郎 委員	

## 事務局職員

中田 祐二 (主任書記)      米丸 浩平 (主任書記)

---

○事務局(中田) では、ただいまより、令和7年度第9回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、事前に山川委員から欠席のご連絡がございました。会場には上原会長、内間委員、玉城委員、八前委員、山内委員、新立委員、藤田委員、城間議員、松尾委員の9名にお越しいただいております。ウェブでは赤嶺委員、粟國委員、西村委員、柳田委員、大谷委員の5名にご参加いただいておりますので、定数15名に対し14名の出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規則第6条により、議長は会長が務めることになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○上原会長 皆さんこんにちは。

これより本日の議事を進めさせていただきます。本日、議案が2件と報告事項1件提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人について、指名をさせてい

ただきたいと思います。本日は内間委員と新立委員のお二方に、署名の方、よろしく願いをいたします。

### **[第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について]**

**○上原会長** それでは議事に入ります。第1号議案、ウミガメの採捕承認申請について、事務局から説明をお願いします。

**○事務局（米丸）** はい、事務局からご説明いたします。第1号議案の資料をご覧ください。

ウミガメの採捕承認申請について、試験研究目的が2件ありますのでご審議をお願いいたします。委員会指示を枠内に抜粋しておりますのでご確認ください。

2ページをご覧ください。こちらに今回の申請をまとめております。今回も2件とも水産技術研究所からです。1件目が、アオウミガメの海草摂餌量に関する飼育試験として継続調査の申請があります。採捕頭数はアオウミガメ10頭を予定しており、前回の実績ではアオウミガメ8頭を採捕したとのこと。承認の期間は本日から1年間の予定となっております。

2件目が西表島に生息するアオウミガメの基礎生態に関する調査として、新規の申請があります。採捕頭数は、アオウミガメ100頭を予定しており、承認期間は本日から1年間を予定しています。

3ページから、1件目の申請書類を掲載しておりますが、4ページに計画書がありますのでご覧ください。

背景と目的から読み上げていきたいと思います。近年、アオウミガメ個体数の増加に伴い、その食害により海草藻場の衰退・消失が世界各地で報告されるようになった。日本では八重山諸島・久米島において壊滅的な被害が出ており、他の南西諸島の島々での食害が顕在化しつつある。アオウミガメによる海草藻場の触媒を防ぐ1つの手法として、アオウミガメの個体数管理が挙げられる。しかし、個体数管理は個体群維持のために何頭採捕可能か、科学的根拠となる生態的・人口動態的知見を十分に収集した上で実施することが肝要である。本研究では、アオウミガメによる海草藻場への影響を定量化するため、アオウミガメ1個体の摂餌量を明らかにし、それが体重・環境水量によってどのように変化するかを明らかにすることを目的とする。昨年度の実験に加えて、今年度さらには供試個体数を増やすことで、より頑強の結果を得る。

材料と方法です。採捕地域と採捕方法。採捕地域は八重山諸島全域とする。採捕は漁業者に委託する。採捕の連絡があった場合は、2 tトラ

ックを用いて石垣市登野城漁港から、申請者が所属する水産技術研究所八重山庁舎まで輸送する。輸送の際は、できる限りストレスを与えないように、トラック荷台を暗幕で覆い、水をかけながら輸送する。輸送後は、アオウミガメを屋外水槽（1 t～9 t）に収容し、飼育する。飼育期間中は、海草を給餌する。採捕個体の保持期間は半年程度とし、飼育試験が終了した後は八重山庁舎地先から放流する。となっております。

飼育試験手順です。1、アオウミガメ1頭を試験水槽（4.8 t）に移送し、餌（海草2種：ベニアマモ、リュウキュウスガモ）を十分に食べるようになるまで馴致する。2、1日ごとに十分な海草を与え、次の日に食べた量を測定する。3、これを複数回繰り返す、また飼育水槽に戻す。4、様々な大きさのアオウミガメに対して様々な水温帯で実験を行う。5、上記の飼育実験を10個体分繰り返す、アオウミガメの海草摂餌量と、体重・環境水温によってどのように変化するかを明らかにする。

採捕頭数です。本実験は、1年間あたり10頭以内を供試個体とする、としております。

5ページに進みまして調査の期間です。採捕承認を得られている約1年間、飼育試験は継続的に実施する。1個体あたりの保持期間は半年程度である。

予想される結果です。昨年度までの結果で、アオウミガメの単位体重あたりの摂餌量は線形増加する傾向にあった。また、環境水温に対しても増加傾向にあった。本年度、さらに供試個体数を増やすことで、摂餌量と単位体重・水温との関係性をより定量的なものにする。別途調査を実施している「アオウミガメの個体数とサイズ組成」の知見を合わせることで、現在南西諸島各地に来遊しているアオウミガメが、どれくらいの摂餌要求量を有しているか推定することが可能となる。この摂餌要求量と海草藻場の現存量を比較することで、海草藻場を保持・回復させるためにはアオウミガメを何頭採捕すべきか、個体数管理への具体的な提言に繋がると期待される。

公開の方法です。調査結果は、学会発表や学術論文として公開する。となっております。その下にある図が、試験水槽におけるアオウミガメへの摂餌飼育の様子となっております。

6、7ページに承認書の案を掲載しておりますので、こちらは適宜ご確認ください。

続いて8ページから、2件目の申請書類を掲載しておりますが、9ページに計画書がありますのでこちらをご覧ください。こちら新規の申請ではありませんけれども、先月承認した久米島と伊良部島の調査と同じ調

査を今回、食害被害が初めて確認された西表島西部で行うものものですので、簡単に説明をしたいと思います。

まず、刺網によりアオウミガメを一時的に捕獲して、標識の有無を確認し、なければ標識を装着して放流する。標識を装着する際に副次的に得られた組織片は、遺伝構造解析等の資料として利用する。捕獲個体のうち、4個体以内にはGPS記録計を装着して行動追跡を行うというもので、採捕頭数は延べ100頭以内を予定しているとのこと。

11, 12 ページの方に、調査海域図や写真等を掲載しておりますので適宜ご覧ください。

14, 15 ページに承認証の案を掲載していますので、ご確認ください。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○上原会長** はい。ただいま第1号議案について説明がございました。本件について、何かご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。

八前委員どうぞ。

**○八前委員** 特段、この申請については問題ないと思うんですが、勉強のため1つ教えてください。2件目で採捕頭数100頭ってあって、標識がついてあるものは逃がすと。だけど採捕頭数の考え方としては、標識があるものもかかったら1と数えるのか、標識がついてないものだけを数えるのか、そこら辺をちょっと教えてください。

**○上原会長** はい、事務局お願いします。

**○事務局（米丸）** はい。事務局からお答えします。標識がついているものに関しても1頭と数えます。延べ頭数なので、同じ個体を2回獲っても3回獲っても、それは2個体3個体という数え方になります。

**○上原会長** はい、ありがとうございます。他何かございませぬか。

特にご質問等ないようでございますのでお諮りをしたいと思います。第1号議案について、事務局提案のとおり承認をすることによってよろしいでしょうか。

(はいという声)

**○上原会長** はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

## **【第2号議案 南北大東島海域における操業承認申請について】**

**○上原会長** 次に第2号議案、南北大東島海域における操業承認申請について、ご提案をします。事務局から説明をお願いします。

**○事務局（米丸）** はい、それでは事務局からご説明いたします。第2

号議案の資料をご覧ください。

南北大東島海域における操業承認申請について、沖縄海区漁業調整委員会指示5第5号に基づく潜水器漁業の操業承認申請が1件ありますので、ご審議をお願いいたします。なお、申請者は12月1日付けで潜水器漁業の知事許可を受けていることを申し添えます。枠内に委員会指示と漁業調整規則を抜粋しておりますので、こちらも適宜ご確認ください。

2, 3 ページに承認書の案を掲載しておりますのでご覧ください。こちらで説明したいと思えます。申請者は北大東島の漁業者、漁業の種類が潜水器漁業、操業区域が委員会指示5第5号の別表の2の項の海域ということで、こちらが3ページに掲載しておりますが、北大東島の周辺海域となっております。操業の期間が本日から令和10年11月30日までで、こちらは知事許可に合わせており、使用する漁具は水中銃、空気ボンベ、使用する船舶は記載のとおり、承認の有効期間も操業期間と同一となっております。

4, 5 ページの方には、申請書と北大東村水産組合からの操業同意書の方を掲載しておりますので、こちらもご確認ください。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○上原会長** はい。ただいま第2号議案について説明が終わりましたが、本件について何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

はい。特にご意見等ないようですのでお諮りをしたいと思います。第2号議案について、事務局提案のとおり承認するということでよろしいでしょうか。

(はいという声)

**○上原会長** はい、ありがとうございます。ご異議等がありませんので、第2号議案については事務局提案のとおり承認することといたします。

#### [報告事項1 沖縄海区漁場計画の変更に係る諮問と公聴会の予定について]

**○上原会長** はい。議案は以上でございしますが、続いて報告事項が1件ございしますので、事務局の方から報告をしてください。

**○事務局(中田)** はい、報告事項の紙を見ていただきたいんですが、現在県では令和8年の途中免許に向けて作業をしております、各漁協から漁場の要望を聞きまして、それを一つにまとめて漁場計画の素案というものを作成済みでございます。

今これに関して、保安庁であったりとか総合事務局、各漁港や港湾を管理する機関とかに、これを漁業権設定してよいかどうかの公益調整を行っております、これが年内に完了する予定でございます。

来年1月に行われます海区漁業調整委員会に、県から漁場計画案について諮問することとなりまして、海区漁業調整委員会では公聴会を開催して漁業権に関して広く意見を聴くこととルール上なっております。で、よく意見を聞いた上で、2月の委員会で県に答申していただく予定になっております。ここに書かれていますとおり、今1月22日、23日、2月2日に公聴会を開催する予定となっております。かなり会議室の取得に苦労しております、ちょっと今もうこの日程でやらせていただきたいというふうに考えているところでございます。委員の皆様におかれましては、この公聴会に参加していただき、意見を述べるものに対していろいろ質問をしていただき、それらの漁場計画に対する意見が正当かどうか確認していただくという作業をしていただくことになると思います。

この委員会が終わったあと来週に、皆様にまた公聴会に参加していただだけませんかというメールをお送りさせていただきます。そのため、委員の皆様には出席についてご協力いただければと思っております。例年、質問する出席者が非常に少ないという話は聞いているんですが、ただやっぱり質問の方が出てこられたときに、しっかり質問ができないと難しいので、できるだけ特に漁業者委員の方については、地元の公聴会には参加していただきたいというふうに考えておりますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。その他の委員の皆様に関しましても、公聴会がどういうものかというのはぜひ知ってもらいたないので、ぜひ1度ぐらいの参加は検討していただきたいなというところは考えておまして、そういう公聴会を開催するというのと、出席の調整を来週させていただきますということをお願いして、中田からの報告とさせていただきますと思います。

もう1点、2枚目に公聴会のスケジュールっていう資料がございまして、南部は22日に単発なんです、一番下の2月2日の中部北部2つに関しましては、それぞれどちらかの公聴会に参加していただくこともできますし、那覇から例えば両方に参加するよっていうときには車もこちらから出しますので、そういった形で出席していただくことも可能です。先島に関しましては、那覇から行く方はちょっと対応が難しいので、できれば宮古八重山両方に参加していただく日程でお願いしたいというふうに考えております。あと、粟國委員は宮古の方はぜひ出席をお願いしたいなというふうに考えてるところで、できましたら宮古八重山両方参

加していただけると助かるなというところで、先島の事情がわかっている方には広く参加していただきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○上原会長** はい、ありがとうございました。

今の報告事項について、何かご質問等がありましたらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○山内委員** はい。

**○上原会長** はい。山内委員どうぞ。

**○山内委員** はい。質問というより意見というふうに受け止めていただきたいと思いますが、那覇地区漁業協同組合は第 15 号共同漁業権漁場を那覇市沿岸漁協と浦添宜野湾漁協と 3 者で管理しているわけですが、途中免許が申請できるということで、那覇市沿岸漁協の方でサンゴとかライブロック等の特区を申請したいということがありました。

それで彼らは我々 2 漁協と調整が全くされてない中で申請するということがわかりましてですね、これはちょっと那覇市沿岸漁協以外の 2 漁協との調整が必要ではないかというふうに感じまして、3 漁協集まって相談しました。その中身について、やはり物によっては他漁協の同意を得るようなものもあるのではないかと、単純な申請で特区を承認するというのはいかがなものかなと思っております。ですので、やはり申請時には、利害関係者の方々との十分な調整の上で申請を受け付けるということをやっていたいただきたいなと思っております。全く共同漁業権を管理している利害関係者が知らない中で特区が設定されますと、色々問題が起きてきますのでね。やはり十分な話し合いをされたのかとかいう確認を、ぜひ県の方もしていただきたいなと思っております。

意見です。よろしくお願いたします。

**○上原会長** はい、これ事務局。

**○事務局（中田）** 回答しますか？

**○上原会長** 考え方は報告したほうがいいんじゃない？

**○事務局（中田）** はい、ありがとうございます。

県では、やはりこの漁業権設定に関しまして、実際に近くで漁業している方々から意見が出てくるのが一番多いというふうに理解しております。漁業権の免許の取得の際は、前年度にまず報告事項として総会に上げてくれと言ってるんですね。これはもう同じ漁業権どころか同じ組合の中で意見が一番多く出てくるはずなので。なので共同漁業権に関しては、共同漁業権を県は免許しておりまして、漁業権管理委員会等で

やっていただくということが我々やっぱり望んでいるところでございまして。

今回、那覇市沿岸漁協の組合長様にも、そういう報告がされてなかったって話を聞きまして、内部で話をされた方がいいですって話はしたんですけど、特段そういったことを一個一個の漁業権に関して、共同漁業権の中で我々はされているものだと思っていたところであるんですけど、ちょっと今回していなかったというところで、そういうご指導させていただいているところではございます。共同漁業権に関しては3漁協の方で管理してるというところですので、ぜひ3漁協の中で話し合っていたいただきたいというのが、これは県の中での認識でございますので、よろしく願いいたします。はい。

○上原会長 はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 今回は漁協が申請しているのをたまたまわかったんで、県の間接免許の取得の意見聴取か何かの文書が回ってきて。

○事務局（中田） 公益調整だと思います。

○山内委員 だったかな。それで沿岸漁協が申請してるってのがわかったんです。全く2漁協はこういうことを知らないで、県と沿岸漁協だけのやりとりが進んでいるかのような感じだったんですね。そこで、これはちょっと問題があるんじゃないかということで、井上班長とやりとりをさせていただきました。

そういった中でわかったことは、やはり共同管理者がわからないままに免許を与えてしまうというのは、ちょっと管理する上で無秩序なことが起こったりしますので、県の方はちゃんと共同管理者と相談がされてるかっていうことを確認した上での受付をしていただきたいというのが、私の意見です。よろしいでしょうか。

○上原会長 はい。そのように進めてください。

○事務局（中田） はい。我々も共同漁業権の中で話し合いが行われていることが前提だと思っておりますので、どちらかという漁業権管理ってもうちょっと自主的な部分があるもので、県から必ずやりなさいっていうのはなかなか言いづらいものがあるんですが、言ってることについては全くその通りだと思いますので、漁業権の中でしっかりとやっていただく必要があるというふうに考えております。

○山内委員 確認していただければそれでいいと思います。”

○上原会長 はい。了解、そのように進めて。

○事務局（中田） はい。了解しました。”

○上原会長 はい、他ございますか。柳田委員どうぞ。

**○柳田委員** 今の山内委員のお話の中で、少し自分も確認したいというか勉強させていただきたいことがあるので発言させてください。

今、山内委員がおっしゃられていた、共同漁業権者にしっかりと周知をしながら進めていくべきではないかという話に関しては、その段階、過程においてはもちろん必要なことだと思います。情報共有しながら合意形成を図りながら進めていくということに関しては、そのとおりだと思うんですけども、共同漁業権者が知らないままに特区が設定されるということは、共同漁業権の中ではあり得ない話なのかなと思っていて。

最終的にそれぞれの共同漁業権者の総会をもってして合意を取れないと、最終的に特区というのは与えられないというふうに認識しているので、その部分が最終的なブレーキになるという意味においては、共同漁業権者が知らない間に特区が設定されるということはありませんかと思っただけで、その辺をちょっと確認させてください。

事務局の方に確認したいので、お願いします。

**○上原会長** はい、事務局。

**○事務局（中田）** はい。質問ありがとうございます。

まず先ほど申しましたように、前年にまず総会に上げていただいて、自分の組合の中で、組合に報告をしていただくという手続きをとっております。その後に、共同漁業権者に共有していただくのが流れなのかなというふうに我々は思っていて、それは先ほど山内委員がおっしゃられましたように、申請する組合から協同漁業権を一緒に管理している他の漁業協同組合様に説明をしていただくのが流れだと思っていて、今回それができていなかったというところで、その後の公益調整の段階で判明したというのが山内さんのからの意見でございました。

確かにそこでわかることはわかるんですけど、基本的な流れとしては、その前に各漁業権者に示されるべきであるっていうのが、我々も思っているところでございますので、そこは知らずに漁業権が設定されるということは確かにないわけではありますけど、手順としてはそういう流れをこれから県としても見ていきたいなというふうに考えています。

**○上原会長** はい、柳田委員どうぞ。

**○柳田委員** ありがとうございます。

確認ができたので、なるべく早い段階で関係してくる共同漁業権者とは情報共有しながら合意形成を図りながら進めていく、それをなるべく早めに、というお話だったということですのでよろしいでしょうか。

**○事務局（中田）** はい。概ねそれでいいと思うんですけど、まずは自分の組合の中での説明が通ってからのっていうのが、我々の漁業権の指導

となっておりますので、その後という形になると思います。よろしくお願ひします。

**○柳田委員** 足元の後、自分の組合の後ということですね。承知いたしました。ありがとうございます。

**○上原会長** はい、ありがとうございました。他ございますか。

特になければ、報告事項についてはこの程度で終わらせていただきたいと思います。

以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、最後に付帯決議を取らせていただきます。本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や文字の修正については事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(はいという声)

**○上原会長** はい、ありがとうございました。付帯決議についても了承をいただきましたので、これで終わりたいと思いますが、今回、海区委員会は年内最後の開催ということで、来年までございません。この1年間、慎重な議事運営にご協力をいただきまして、大変ありがとうございます。まだ時間はちょっとあるんですが、皆さんよいお年をお迎えください。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

(ありがとうございました)

**○上原会長** あとは事務局の方でお願いします。

**○事務局(中田)** 上原会長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様もお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。

それでは事務局から次回の委員会日程についてアナウンスいたします。令和7年度第10回委員会は、令和8年1月9日金曜日14時から開催予定となっております。場所は今回と同じく県庁6階第2特別会議室でウェブ併用した開催を予定しております。ご参加よろしくお願ひいたします。

最後に質問や確認事項がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。では、以上をもって終了とさせていただきます。ウェブ参加の委員の皆様も、ご退席いただいて構いません。次回もどうぞよろしくお願ひいたします。どうもお疲れ様でした。

(お疲れ様でした)